

那須町赤ちゃんの駅事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、乳幼児連れの保護者が外出時において、おむつ替え、授乳等のために気軽に利用できる町内の施設を、赤ちゃんの駅として登録し、その周知に努めるものとし、安心して外出できる環境を整備するとともに、官民協働の取組による、子育てを支援する意識の醸成を図ることを目的とする。

(利用者)

第2条 赤ちゃんの駅を利用することができる者(以下「利用者」という。)は、おむつ替え、授乳等を目的とする乳幼児連れの保護者とする。

2 利用者は、無料で赤ちゃんの駅を利用することができる。

(登録基準等)

第3条 赤ちゃんの駅に登録できる施設は、次の各号のいずれかの設備を提供できる施設等とする。

(1) 容易にオムツ替えができるよう、ベビーシート、ベビーベッド、畳の部屋等が設けられており、その設備が清潔である施設等

(2) 人目を気にせず授乳できるよう、パーテーション、カーテン等の仕切りが設けられており、その設備が清潔である施設等

2 施設等において、ミルク用のお湯を提供するときは、厚生労働省のガイドライン(平成19年食安基第0605001号)に従い提供しなければならない。

(登録及び確認)

第4条 赤ちゃんの駅に登録をしようとする者(以下「申込者」という。)は、赤ちゃんの駅登録申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、申込書の提出があったときは、その内容について審査を行い、申請者に対し、前条の登録基準を満たすと認めるときは赤ちゃんの駅登録証(様式第2号)を交付し、満たさないと認めるときは、赤ちゃんの駅不登録決定通知書(様式第3号)を通知するものとする。

3 町長は、赤ちゃんの駅として登録された施設(以下「登録施設」という。)に対して、必要と認める場合は、現況の確認をすることができる。

(登録事項の変更等)

第5条 申込者は、申込書の内容を変更又は廃止しようとするときは、赤ちゃんの駅登録(変更・廃止)届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、登録施設が第3条に定める登録基準を満たさないことが明らかになったとき又は登録することが適当でないと認めるときは、赤ちゃんの駅不登録決定通知書(様式第3号)を通知し、登録を解除することができる。

(実施日及び時間)

第6条 赤ちゃんの駅の実施日及び時間は、登録施設を管理する者(以下「施設管理者」という。)が登録時に決定する。

2 施設管理者は臨時的に事業を実施しない日及び時間を決定することができる。

(安全確保及び衛生管理)

第7条 施設管理者は、利用者の安全確保及び設備の衛生管理に十分注意し、利用者が快適に利用できるよう配慮しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、施設管理者が認める場合を除き、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設及び設備を破損し、又は汚さないこと。
- (2) 指定された範囲以外の場所を利用し、又は立ち入らないこと。
- (3) オムツ等の汚物は持ち帰ること。
- (4) 乳幼児及び利用者の安全は、利用者の責任において確保すること。

(利用の制限)

第9条 施設管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるとき、その利用の制限又は退去を命じることができる。

- (1) 施設管理者の指示に従わないとき。
- (2) 登録施設の安全確保又は衛生管理を行う上で、支障があると認められるとき。
- (3) その他施設管理上支障があるとき。

(登録施設の表示)

第10条 登録施設は、町長が交付する赤ちゃんの駅を示す表示物を、登録施設の出入口等利用者の確認しやすい場所に表示するものとする。

2 表示物の管理は、施設管理者が行うものとする。

(公表及び掲示)

第11条 町長は、登録施設を広報紙、ホームページ等により公表するものとする。

2 登録施設は、商品及び企業広告に登録施設である旨を掲示することができる。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年10月1日から適用する。

様式第1号(第4条関係)

赤ちゃんの駅登録申込書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 4 条関係)

赤ちゃんの駅登録証

[別紙参照]

様式第 3 号(第 4 条関係)

赤ちゃんの駅不登録決定通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 5 条関係)

赤ちゃんの駅登録(変更・廃止)届

[別紙参照]